

事務事業見直しメルクマール

1 事務事業見直しの対象

公営企業会計を含む全会計に属する全ての事務及び事業とする。なお、予算を必要としない事務及び事業についてもその対象とする。

2 事務事業の類型

事務事業の類型化の流れ（別添フロー図を参照）

3 事務事業見直しメルクマール

（１）公平公正の原則（歳入に関するもの）

収入未済が発生している事業については、債権の確保を確実に行う方法を検討し、実施する。

使用料・手数料等、受益者負担の原則に従い適正な料金設定を行う。

（２）国と地方（県と市）の役割分担の徹底

国又は県において、同様又は類似している事業を実施している場合は、廃止又は縮小を基本に見直す。

（３）市に裁量のある事業

費用対効果が著しく低い事業については、廃止を基本に見直す。

関東指定都市のうち、いずれかで実施されていない事業は、廃止を基本に見直す。

将来世代にも負担を求める事業（適債事業）

公共施設及び公用施設については、将来の人口推計等を基に統廃合を基本に見直す。

同様又は類似している事業が重複している場合は廃止又は統合を基本に見直す。

（４）特例的に実施した事業は、廃止を基本に毎年度見直す。

（５）立法趣旨にそぐわない恐れのある事業は廃止する。

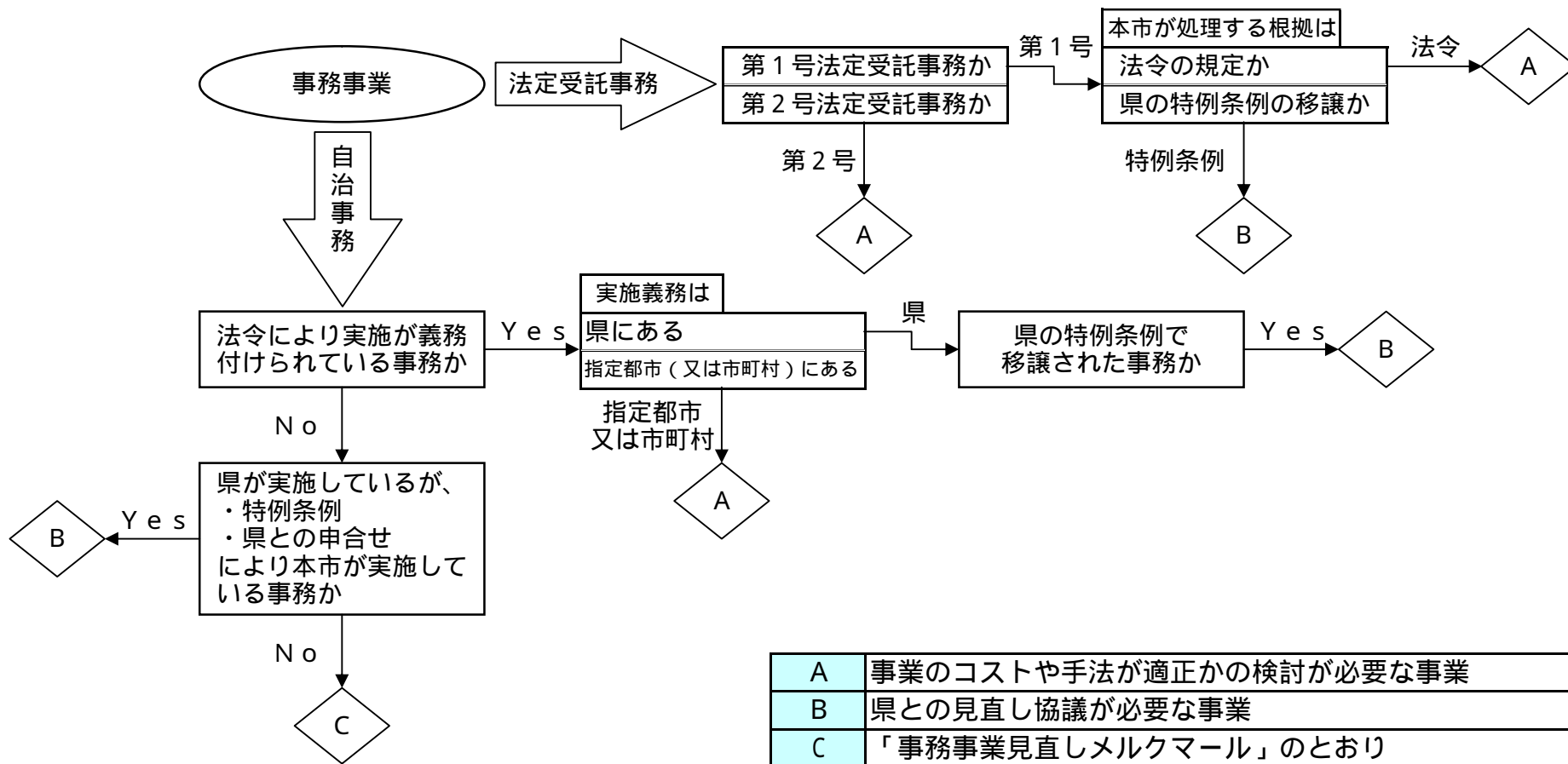
（６）民間で実施又は民間で実施可能な事業は、統合又は廃止（移管を含む。）を基本に見直す。

（７）上記に該当しない事業

職員（臨時職員を含む。以下同じ。）に対する法令による義務付けのない事業及び公費の支出については、廃止を基本に見直す。

職員に対する法令の規定に基づく事業で、その対象を拡大して実施しているものについては、廃止を基本に見直す。

事務事業の類型化の流れ



A	事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業
B	県との見直し協議が必要な事業
C	「事務事業見直しメルクマール」のとおり

法定受託事務

- ・第1号 本来は国が処理すべき事務だが、法令により都道府県、市区町村が処理すべきとされている事務。(地方自治法第2条第9項第1号)
- ・第2号 本来は都道府県が処理すべき事務だが、法令により市区町村が処理すべきとされている事務。(地方自治法第2条第9項第2号)

自治事務 地方自治体が処理する事務のうち、法定受託事務を除くすべての事務。(地方自治法第2条第8項)

特例条例 都道府県知事の権限に属する事務の一部を、市町村が処理することとする条例。(地方自治法第252条の17の2)